

事業者等における新人向け消費者教育研修プログラムの開発等について

- 令和4年度に、事業者において特に新人向け従業員を対象とする研修に、消費者教育の内容を導入することを旨とし、研修プログラム（研修ツール）を開発。
- 令和5年度には、開発した研修プログラムを活用し、事業者向け出前講座（講師派遣）を実施するとともに、壮年・退職期向け研修プログラムを開発。

① 消費者教育推進法における「事業者・事業者団体の役割」

消費者の自立を支援し、公正かつ持続可能な社会（消費者市民社会）の形成に向け、事業者・事業者団体には「**消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める**」という役割を規定。

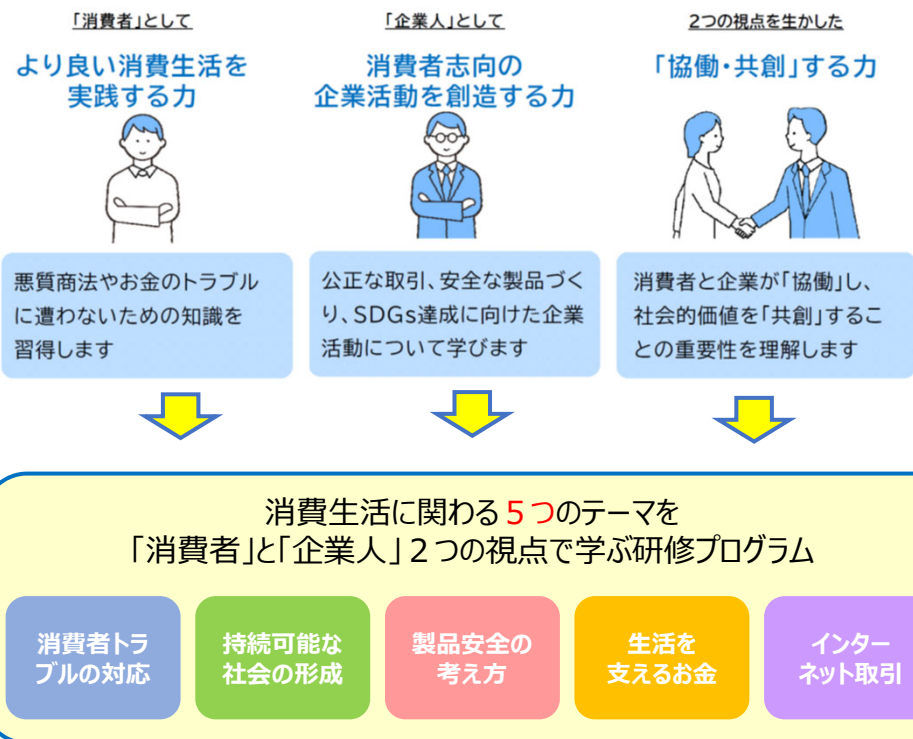
② 成年年齢引下げに伴う若年者への消費者教育の推進

2022年4月1日より、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引下げられ、**若年を狙った消費者被害の防止と自立に向けた支援**が必要。

③ 消費者志向や持続可能な社会に向けた企業活動の必要性

社会や消費者からは、企業に対し、企業市民として、**消費者志向経営**を進め、**消費者とともに持続可能な社会を目指す活動**を期待。

従業員（新人）向け「消費生活に関する研修プログラム」 「消費者と企業人の視点で考えよう 消費生活のキホン」



5つのカリキュラムの内容


- ・カリキュラムは**60分～90分程度**
- ・御要望に応じて**テーマを選択し、講義・ワークショップを組み合わせ**て実施できます！

1. 消費者トラブルへの対応

効果 消費者トラブルを防ぐために必要な知識を学べる。

内容

- ・若者に多い消費者トラブル事例
- ・契約
- ・消費者を守る法制度
- ・企業に求められること




2. 持続可能な社会の形成

効果 社会の持続可能性のために消費者と企業にできることを学べる。

内容

- ・SDGsとは何か
- ・消費者と企業が社会に与える影響
- ・SDGs達成に向けた消費者と企業の取り組み事例




3. 製品安全の考え方

効果 誤使用や不注意等による製品事故を防ぐ方法を学べる。

内容

- ・製品事故の原因
- ・安心な使用に向けた消費者と企業の役割
- ・事故を防ぐ仕組み




4. 生活を支えるお金

効果 未来を考えた計画的なお金の使い方を学べる。

内容

- ・家計管理
- ・クレジットやローン
- ・資産運用
- ・お金のトラブルの相談先




5. インターネット取引

効果 インターネット取引や、デジタル広告に関する注意点を学べる。

内容

- ・トラブル事例
- ・インターネット取引の仕組み
- ・デジタル広告
- ・企業が守るべきルール



研修用ツール

- ①研修用スライド
(Power Point形式)



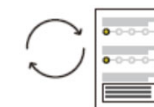
- ②受講者用講義動画



- ③受講者用ワークシート
(word形式)



- ④受講者用アンケート
(word形式)



研修プログラムの詳細はこちら ⇒
またはインターネットで検索

消費者庁 若手従業員向け



必要なカリキュラム・
パートをカスタマイズ

アニメーション形式で
コンパクトに学べる
講義動画あり

講義・ワークショップを
行う講師を派遣
します

消費者視点での学び
& 企業視点での学び
⇒「自社について考える」
につなげる構成

講師向けツール

- ⑤講師用指導
マニュアル



- ⑥研修ガイド
動画



【本教材の掲載箇所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/business_education/program_01/

新人向け消費者教育研修の事業について



企業の人材採用担当、人材育成担当の皆様へ！！
～研修企画でお悩みありませんか？ 受講料無料 講師は全員弁護士です！～

令和5年度 消費者庁委託事業 東京弁護士会 事業者等における新人向け消費者教育研修

東京弁護士会では、消費者庁の委託を受けて、事業者の新人職員向けに、消費者被害の防止について、弁護士による研修を実施します。会場での集合研修のほか、個別に各企業にお伺いしての研修にも対応します。

企業の従業員として、顧客にサービスを提供するにあたって、消費者トラブルの防止に努めることが必要ですが、そのためにはどのようなトラブルが発生しうるか知ることが重要です。また、経験の浅い若者をターゲットにした消費者被害も多くなっていることから、従業員自身が、日ごろから消費者トラブルに巻き込まれないように心がけて生活することも重要になってきています。

秋以降、本事業に関する説明会、集合研修を行うほか、随時、個別に訪問しての研修も実施していきますので、企業の将来を担う新人職員のために、ご興味をお持ちになった方は、是非お気軽にお申込みください。

【研修カリキュラムのご紹介】

本研修では、消費者庁が、令和4年度に作成した「事業者のための消費者教育(新人研修向けプログラム)」の中から、ご希望のカリキュラムを選択することができます。

カリキュラム 1: 消費者トラブルへの対応

「消費者の視点」で身近な消費者トラブルを防ぐ方法を学び、消費者の視点を生かして「企業人の視点」でより良い企業活動を考えることにつなげます。

カリキュラム 2: 持続可能な社会の形成

持続可能な社会の実現を目指す「SDGs」について理解を深め、生活や仕事でできることを考えます。

カリキュラム 3: 製品安全の考え方

製品事故がどうして起きるのかを学び、「消費者」と「企業人」の二つの視点で製品による事故を防ぐ方法を考えます。

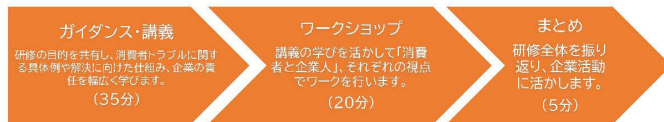
カリキュラム 4: 生活を支えるお金

給与を手にし始めた社会人がお金のトラブルに陥らないよう、家計管理やクレジット・ローン、資産運用の知識を身に付けます。

カリキュラム 5: インターネット取引

インターネット上の取引や広告がきっかけとなるトラブルについて知り、トラブルを防ぐ方法や、より良い取引や広告のあり方を考えます。

【研修の例】全体講義＆ワークショップ



※企業のご要望に応じた時間(目安 60～90 分程度)で、カリキュラムを選択し、講義・ワークショップを組み合わせて実施できます。
※全国への講師派遣、オンラインによる研修にも対応しますので、是非、お気軽にご相談・お申込みください。
※本事業は、消費者庁からの委託事業であるため、研修実施後のアンケートにご協力ください。

【人事・研修・人材育成担当者向け 合同説明会日程】

※各回終了後、先着順で、希望者向けの個別相談会を実施します。

※ZOOMを使用したオンライン参加枠もあります。

日時	会場	会場定員
2023年9月25日(月)1回目:13:00～13:45 2回目:15:00～15:45	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 5 階 502A～F 会議室	各50名
2023年10月17日(火) 14:30～15:15	〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館内 10 階 1001・1002 会議室	50名
2023年10月24日(火) 13:30～14:15	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階 301 号会議室	50名

【集合研修の開催日程】異業種の方とも交流できます！！

日時・講師	会場	会場定員
2023年10月19日(木)13:00～14:30 講師:消費者問題特別委員会 委員 平澤慎一弁護士、佐伯理華弁護士 実施カリキュラム:1消費者トラブルへの対応、5インターネット取引	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階 301 号会議室	50名
2023年11月30日(木)13:00～14:30 講師:消費者問題特別委員会 委員 松本明子弁護士、高田一宏弁護士 実施カリキュラム:1消費者トラブルへの対応、4生活を支えるお金	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階 301 号会議室	50名
2023年12月14日(木)15:00～16:30 講師:消費者問題特別委員会 委員 佐藤千弥弁護士、工藤寛泰弁護士 実施カリキュラム:1消費者トラブルへの対応、5インターネット取引	〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館内 2 階 201・202 会議室	50名

上記の合同説明会・集合研修の他、個別相談・企業ごとの個別研修も実施しますので、詳細は、東京弁護士会のウェブサイトをご確認いただき、申込みフォームよりお申込みください。

【東京弁護士会ウェブサイト URL】

https://www.toben.or.jp/know/iinkai/syouhisya/syouhisyachoitaku/post_1.html



(二次元バーコード)

東京弁護士会とは？

東京弁護士会は、約 9,000 人の弁護士会員を誇る日本最大規模の弁護士会です。
刑事弁護、子ども、高齢者、障がい者、女性、消費者、犯罪被害者、外国人、公害・環境など、あらゆる分野の人権問題に取り組みほか、市民のみならずが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充しています。また、人権擁護の観点から、適正な司法制度の実現、立法その他の施策が具体化するように声明や意見書を発表したり、法務省や裁判所とも協議したりしています。
設立:1880年(明治13年)6月29日 東京弁護士会の前身である東京代言人組合が創立。
所在地: 東京都千代田区霞が関一丁目1番3号
ウェブサイト: <https://www.toben.or.jp/>



【本件に関するお問い合わせ先】

東京弁護士会 法律相談課 事業者向け消費者教育担当

T E L: 03-3581-2206 E-mail: consumereducation@toben.or.jp